

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（270））
2. 日時：平成29年8月8日 13時30分～19時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、森技術研究調査官、伊東技術参与、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員（開発計画室） 他20名

東北電力株式会社：土木建築部 火力原子力土木 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震）

電源開発株式会社：原子力土木室 土木耐震タスク 担当

北海道電力株式会社：土木部 原子力土木グループ 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、6月28日、7月18日及び7月27日のヒアリングの提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁の設計方針及び液状化の検討について>

- 鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁の設計及び液状化対策の検討に係る手順について、全体の枠組み（目的、インプット、アウトプット、受け渡し、相互関係、条件設定の考え方等）を整理して提示すること。
- 資料中に散見される「保守的」が、何に対してどのように保守的なのかを明記すること。

- 鋼管杭の設計方針について、鋼管杭の構造成立性に係る解析条件の設定と、防潮壁の構造健全性に係る岩盤傾斜部の設定とを関連付けて整理して提示すること。
- 防潮壁と交差する一般排水路について、他条文も含めて期待する機能を整理して提示すること。
- 敷地南側斜面擦り付け部の津波対策について、計画している地盤改良が地震時に要求される支持機能及び津波時の津波防護機能を満たすか検討して提示すること。
- 止水ジョイントと鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁及びシートパイルとの取り合い部分について、概要図を用いて津波時の止水性確保の考え方を整理して提示すること。
- 鋼管杭とコンクリートの一体化に用いるスタッド等について、設計における規格・基準等の適用性、それを踏まえた解析評価方針を整理して提示すること。

<貯留堰の構造及び仕様について>

- 既設護岸との接続部について、地震による護岸の被害を想定し、浸水量評価に考慮すること。
- 既設護岸との接続部の各部位について、津波防護施設等の条文適合に係る対策の位置付けとその範囲を整理して提示すること。
- 既設護岸との接続部における止水ゴムジョイント及び鋼管矢板継手部について、施工性及び引き津波時における止水性を考慮した下端処理の考え方を整理して提示すること。
- 「鋼管矢板継手の遮水性能評価試験」の試験条件等の具体的な内容を示し、本件への適用性について説明すること。

<水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針>

- 水平2方向に地震力が作用する場合の矩形配置されたボルトに対する検討において、X方向の震度とY方向の震度を1:0.4と仮定する根拠を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針、耐震設計方針等の説明スケジュール案
- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止

- ・東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・東海第二発電所 新規制基準適合性審査 審査会合指摘事項に対する回答一覧表
(防潮堤構造成立性)